

広島県告示第六百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

尾道市御調町大山田字高平一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一七、一八の一・一八の二・二〇の一・二一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二一の二、二二、二三の一から二三の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四の一、字花木迫二五・二六・二七の一・二八の二・二九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇の一、三一の一、三二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）